

令和5年厚木市農業委員会2月定例総会議事録

日 時 令和5年2月27日 月曜日 午後1時30分から午後2時20分まで

場 所 農業委員会会議室

出席者 会長

13番 山 川 宏 司

農業委員

1番 小 池 よし子

2番 早 川 暁

3番 内 海 則 行

4番 井 上 慎 一

5番 曾 根 義 久

6番 高 澤 友紀子

7番 鈴 木 好 弘

8番 三 橋 澄 夫

9番 清 田 徳 治

11番 湯 舟 武

12番 松 前 進 (会長職務代理者)

欠席者 10番 大 矢 和 人

事務局出席者 事務局長 専任主幹 主幹兼農地管理係長 都市農業支援担当主幹
農地管理係主事

議事日程

- 1 市街化区域内農地転用の届出に係る専決処理について (報告20件)
- 2 農地法第3条の3の規定による届出について (報告13件)
- 3 農地法第18条第6項の規定による通知について (報告4件)
- 4 時効取得による農地の権利移転又は設定の登記について (報告1件)
- 5 相続税の納税猶予に関する適格者証明について (報告2件)
- 6 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について (報告1件)
- 7 議案第6号 農地法第3条の規定による許可申請について (5件)
- 8 議案第7号 農地法第4条の規定による許可申請について (1件)
- 9 議案第8号 農地法第5条の規定による許可申請について (4件)
- 10 議案第9号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について (1件)
- 11 議案第10号 農用地利用集積計画の決定について (56件)

<議長>

ただいまの出席委員は12人で定足数に達しております。
これより、令和5年厚木市農業委員会2月定例総会を開会いたします。
議事録署名人を選出したいと思いますが、議長指名でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

<議長>

それでは、11番の湯舟武委員、12番の松前進会長職務代理者をお願いいたします。
本日の議事日程は、お手元に配布してあります日程表のとおりでございます。
日程に入ります。
日程1、「市街化区域内農地転用の届出に係る専決処理」についてを議題といたします。
事務局の報告を求めます。

<事務局長>

ただいま議題となりました「市街化区域内農地転用の届出に係る専決処理」について、御報告申し上げます。
今回報告する対象は、1月11日から2月10日までに受け付けしたものでございます。
それぞれ届出内容を精査しましたところ、適法であると認められましたので、市街化区域内農地転用の届出に係る事務処理規程に基づき専決処理し、受理通知書を交付したものでございます。
それでは、農地法第4条及び第5条の処理状況について、総括表に基づき御報告いたします。
法第4条につきましては、8件、12筆、面積は3,188平方メートルでございます。
法第5条につきましては、12件、21筆、面積は7,323.75平方メートルでございます。
法第4条及び第5条の総計は、20件、33筆、面積は10,511.75平方メートルでございます。
届出内容の説明につきましては、先に議案書を送付させていただいておりますので、省略させていただきます。
以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

〔質疑なし〕

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。
日程2、「農地法第3条の3の規定による届出」についてを議題といたします。
事務局の報告を求めます。

<事務局長>

ただいま議題となりました「農地法第3条の3の規定による届出」について、御報告いたします。
相続等による農地法の許可を要しない権利取得について、1月11日から2月10日までに受け付け

しましたものでございます。

それぞれ届出内容を審査しましたところ、適法と認められましたことから、受理通知書を交付しましたので、総括表に基づき御報告いたします。

被相続人は10人、農地の所有権を取得された相続人は13人、筆数は延べ52筆、面積は延べ26,751.14平方メートルでございます。あっせんの希望は全て無しでございます。

なお、届出内容の説明につきましては、先に議案書を送付させていただいておりますので、省略させていただきます。

以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程3、「農地法第18条第6項の規定による通知」についてを議題といたします。

事務局の報告を求めます。

<事務局長>

ただいま議題となりました「農地法第18条第6項の規定による通知」について御報告いたします。報告する案件は4件となります。

初めに1番及び2番につきまして、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき、農地貸借を行う農地中間管理機構として、神奈川県知事が指定した公益社団法人AがBさんの土地を借り、Cさんへ貸していたもので、この貸借の解約を行ったものです。

土地の所在地につきましては、中荻野字寺ノ下3筆、地目は全て畑、合計面積は2,012平方メートルの内1,302.50平方メートルです。

1番について、借人は鳶尾1丁目にお住まいのCさんです。

2番について、貸人は中荻野にお住まいのBさんです。

1番について貸人、2番について借人は、横浜市中区山下町の公益社団法人A、会長Dさんです。

2番の貸人であり、土地の所有者であるBさんの都合により、令和4年11月29日にそれぞれ合意解約されたものでございます。

続いて3番でございます。

土地の所在地につきましては愛甲東三丁目1筆、地目は畑、面積は976平方メートルの内165平方メートルです。

貸人は、愛甲東3丁目にお住まいのEさん、借人は、愛甲東3丁目にお住まいのFさんでございます。

双方の都合により、1月15日に合意解約されたものでございます。

最後に4番でございます。

土地の所在地につきましては中荻野字本郷下1筆、地目は田、面積は1,420平方メートルの内694平方メートルです。

貸人は、東京都世田谷区成城5丁目にお住まいのGさん、借人は、中荻野にお住まいのHさんで
ございます。

借人の都合により、令和5年1月1日に合意解約されたものでございます。

以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程4、「時効取得による農地の権利移転又は設定の登記」についてを議題といたします。

事務局の報告を求めます。

<主幹兼農地管理係長>

ただいま議題となりました、「時効取得による農地の権利移転又は設定の登記」について、御報告
いたします。

本件につきましては、横浜地方法務局厚木支局において、登記原因を時効取得とし、12月5日付
けで所有権移転登記申請がなされた旨の通知があったものです。

対象地は、長谷字曾野1筆、登記地目は畑、面積は0.55平方メートルです。

登記権利者は長谷にお住まいのIさん、登記義務者は中町3丁目のJさんです。

登記原因日は昭和58年9月27日となっており、関係者から事情聴取をしたところ、当該土地は、登
記原因日後の昭和63年に厚木市に寄付された土地の一部ですが、登記原因日以降、登記権利者の自宅
敷地として利用されているということ、また、占有部分を分筆し、登記されたことが確認できた
ことから、時効完成事案と判断したものでございます。

なお、その原因は不明ですが、当時の測量精度の低さと考えられます。

所有権移転登記が完了していることから、登記官及び県知事宛て登記事案調査書を提出しました
ことを御報告いたします。

以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。

次に、日程5、「相続税の納税猶予に関する適格者証明」についてを議題といたします。

事務局の報告を求めます。

<主幹兼農地管理係長>

ただいま議題となりました「相続税の納税猶予に関する適格者証明」について、御報告いたします。

報告する案件は2件となります。

1番の証明願提出者は、下荻野にお住まいのKさんです。

令和4年4月21日、母のLさんがお亡くなりになったことから農地を相続し、これらの農地について相続税の納税猶予を受けるため、証明願が提出されたものです。

相続税の納税猶予の特例適用となる農地は、下荻野字升割3筆、登記地目は全て畑、合計面積は1,684平方メートルの生産緑地地区に指定されている農地です。

本証明願を受け、現地調査を行ったところ、農地として良好に管理されており、営農意欲をお伺いしたところ、適格者として判断できましたことから、適格者証明を交付したものでございます。

2番の証明願提出者は、愛甲西3丁目にお住まいのMさんです。

令和4年5月22日、父のNさんがお亡くなりになったことから農地を相続し、これらの農地について相続税の納税猶予を受けるため、証明願が提出されたものです。

相続税の納税猶予の特例適用となる農地は、愛甲字堀添2筆、同字川久保3筆及び愛甲西三丁目2筆、登記地目は畑及び田、合計面積は4,835平方メートルの市街化調整区域内農地です。

本証明願を受け、現地調査を行ったところ、農地として良好に管理されており、営農意欲をお伺いしたところ、適格者として判断できましたことから、適格者証明を交付したものでございます。

以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程6、「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明」についてを議題といたします。

事務局の報告を求めます。

<主幹兼農地管理係長>

ただいま議題となりました「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明」について、御報告いたします。

報告する案件は1件となります。

証明願提出者は、飯山南4丁目にお住まいのOさん。買取り申出を行おうとする生産緑地は飯山南四丁目1筆、地目は畑、面積は499平方メートルです。

この生産緑地を、Oさんの実父であるPさんが耕作しておりましたが、令和4年4月8日にお亡くなりになったことから、指定済みの生産緑地の一部を分筆し、市長に買取り申出を行うため、本証明が必要になったものです。

なお、分筆元の飯山南四丁目1筆については、引き続き生産緑地の指定を受けることとなります。本証明願を受け、山川会長に問い合わせたところ、当該生産緑地においてPさんが農業に従事し

ていたことが確認できましたので、主たる従事者であった旨の証明書を交付したものでございます。
以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程 7、議案第 6 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

<専任主幹>

ただいま議題となりました議案第 6 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」について、御説明申し上げます。

お諮りする案件は 5 件でございます。

初めに 1 番でございます。

対象となる農地は、上依知字舞台 1 筆、登記地目は田、面積は 757 平方メートルでございます。

渡人は上依知にお住まいの Q さん、受人は上依知にお住まいの R さんです。

経営規模拡大のための売買による所有権移転で、水稻の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、トラクター、耕うん機、田植機及びコンバイン等。労働力
につきましては、本人、配偶者、子及び子の配偶者の 4 人です。

続いて 2 番でございます。

対象となる農地は、上依知字舞台 1 筆及び同字中河原 1 筆、登記地目はともに田、合計面積は
1,486 平方メートルでございます。

渡人は上依知にお住まいの Q さん、受人は上依知にお住まいの S さんです。

経営規模拡大のための売買による所有権移転で、水稻の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、トラクター、耕うん機、田植機及びコンバイン等。労働力
につきましては、本人、配偶者及び子の 3 人です。

続いて 3 番でございます。

対象となる農地は、愛甲東二丁目 1 筆、登記地目は畑、面積は 198 平方メートルでございます。

渡人は愛甲 4 丁目にお住まいの T さん、受人は愛甲東 3 丁目にお住まいの U さんです。

経営規模拡大のための売買による所有権移転で、露地野菜の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、トラクター、耕うん機、田植機及びコンバイン等。労働力
につきましては、本人、配偶者及び子の 3 人です。

続いて 4 番でございます。

対象となる農地は、妻田北二丁目 2 筆、登記地目はともに畑、合計面積は 1,443 平方メートルで
ございます。

渡人は妻田東 3 丁目にお住まいの V さん、受人は船子の W 株式会社、代表取締役 X さんです。

経営規模拡大のための売買による所有権移転で、露地野菜の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、トラクター等。労働力につきましては、代表取締役本人の1人です。

最後に5番でございます。

対象となる農地は、上依知字舞台1筆、登記地目は田、面積は243平方メートルでございます。

渡人は上依知にお住まいのQさん、受人は下川入にお住まいのYさんです。

経営規模拡大のための売買による所有権移転で、露地野菜の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、トラクター、耕うん機、田植機及びコンバイン等。労働力につきましては、本人、配偶者、子2人及び兄弟の5人です。

なお、1番から5番の全てにおいて、農地法に規定する農作業常時従事要件及び下限面積の基準を満たしています。

農地法第3条の規定による許可申請の説明は、以上でございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程7、議案第6号「農地法第3条の規定による許可申請」について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 挙手全員]

<議長>

挙手全員。

よって、日程7、議案第6号「農地法第3条の規定による許可申請」については、許可することに決しました。

次に、日程8、議案第7号「農地法第4条の規定による許可申請」についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

<農地管理係主事>

ただいま議題となりました議案第7号「農地法第4条の規定による許可申請」について、御説明申し上げます。

お諮りする案件は1件でございます。

対象となる農地は、下荻野字寺之下2筆の一部、地目はともに畑、合計面積は1,616平方メートルの内8.76平方メートルです。

申請人は座間市東原4丁目にお住まいのZさんです。

本申請は、営農型太陽光発電設備設置のための転用許可申請です。

農地区分は、農用区域内農地で、原則として許可できない農地に該当しますが、本申請のように支柱を立てて営農を継続する発電設備等の一時転用の場合は、例外的に許可をすることができるものです。

それでは、概要を説明させていただきます。

農地に簡易な構造で容易に撤去できる支柱を立てて、営農を継続しながら、上部空間に太陽光発電設備を設置するもので、一時転用面積は支柱部分及び付帯設備分のみとなります。

下部の農地での営農を適切に行うことを前提とするもので、太陽光パネルの角度や間隔等、農作物の生育に適した日照量を保つ設計であるほか、支柱の高さや間隔が農業機械等を効率的に利用して営農する空間を確保できるものである必要があります。

許可された場合、地域の平均的な単収と比較しておおむね2割以上減少している場合や農作物の品質に著しい劣化が生じている場合には、適切に営農が継続されていないと判断されますので、営農指導後、改善されない場合は設備を撤去するように指導を行い、撤去に応じない場合は農地法違反として対応をすることになります。

また、農作物の収穫状況を毎年2月末までに報告することになっており、その際は報告内容が適切であるか知見を有する者の確認を受ける必要があり、2月17日に曾根委員及び高澤委員に営農状況を確認していただいております。

なお、当該地は令和2年3月23日に一時転用許可を受けており、太陽光パネルの下部で30本の渋柿を栽培しております。

今回は、その一時転用期間が満了するため、再度3年間の一時転用許可申請をするものです。

設備につきましては、支柱を等間隔に並べて立て、1本あたり0.9621平方メートルの太陽光パネル用支柱が90本設置する計画となっております。

また、東京電力パワーグリッド株式会社に電力を送るための支柱として、1号柱及び引込柱を立てる計画となっております。

太陽光パネルは260枚設置する計画となっております、支柱の高さは最低地上高が2メートル、最高地上高が3メートルとなっております、支柱の間隔は3メートルから4.5メートルの計画となっております。

営農としては、渋柿を等間隔に植えて栽培する計画となっております。

敷地内の雨水処理につきましては、敷地内自然浸透処理する計画となっております。

農地法第4条第6項第4号に規定する周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれにつきましては、現地を確認したところ、日照や通風については特に支障を生ずるおそれはないものと判断されます。

農地法第4条の規定による許可申請についての説明は、以上でございます。

よろしく御審議賜りますよう、お願いいたします。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程 8、議案第 7 号「農地法第 4 条の規定による許可申請」について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

〔採決 挙手全員〕

〈議長〉

挙手全員。

よって、日程 8、議案第 7 号「農地法第 4 条の規定による許可申請」については、許可相当として県に進達することに決しました。

次に、日程 9、議案第 8 号「農地法第 5 条の規定による許可申請」についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

〈農地管理係主事〉

ただいま議題となりました、議案第 8 号「農地法第 5 条の規定による許可申請」について、御説明申し上げます。

お諮りする案件は 4 件でございます。

初めに 1 番でございます。

対象となる農地は、中依知字櫻樹 2 筆、地目はともに畑、合計面積は 1,208 平方メートルです。

受人は中依知の有限会社 a、代表取締役 b さん、渡人は中依知にお住まいの c さん外 1 人です。

本申請は、所有権移転による車両置場設置のための転用許可申請です。

農地区分は、300メートル以内に圏央厚木インターチェンジの出入口が存する第 3 種農地です。

受人は自動車販売業を営む法人で、現在使用している車両置場が飽和状態のため、事業所から約 150メートルに位置しており、管理がしやすい申請地を選定し、今回申請されました。

申請地の東側は宅地及び畑、西側及び北側は道路、南側は宅地に接しております。

土地利用計画図によりますと、北側に出入口を設け、敷地内を転圧・整地の上、碎石敷し、車両 38 台分の置場として利用しようとするものです。

隣接地等への被害防除措置として、東側の畑との境に鋼板土留及び単管を新設、東側宅地、西側、南側については、既存コンクリートブロック若しくは既存擁壁を利用、東側に緑地帯を新設する計画となっております。

敷地内の雨水処理につきましては、雨水浸透柵及び浸透トレンチ管にて敷地内浸透処理する計画となっております。

本申請は開発面積が 500 平方メートル以上のため、市の住みよいまちづくり条例の対象となっております、手続中となっております。

続いて 2 番でございます。

対象となる農地は、及川字柳流 1 筆、地目は田、面積は 445 平方メートルです。

借人は座間市入谷西 5 丁目の株式会社 d、代表取締役 e さん、貸人は三田南 3 丁目にお住まいの f さんです。

本申請は、賃借権設定による資材置場及び駐車場設置のための転用許可申請です。

農地区分は、300メートル以内に睦合西地区市民センターが存する第 3 種農地です。

借人は土木工事業を営む法人で、県西方面の仕事が増えてきたことから、及川 1 丁目に事業所を設置しましたが、事業所の付近に借りられる置場がなかったことから、事業所から約 400メートルに

位置し、比較的管理がしやすい申請地を選定し、今回申請されました。

申請地の東側は道路、西側、南側及び北は畑に接しております。

土地利用計画図によりますと、出入口を東側に幅6.5メートルのスロープにて設け、敷地内を転圧整地の上、砂利敷し、型枠在や単管パイプ等及び車両7台分の置場として利用する計画となっております。

隣接地等への被害防除措置として、東側出入口部分には、平場を設け、西側、南側及び北側の畑との境に土留鋼板及び支柱を新設する計画となっております。

敷地内の雨水処理につきましては、敷地内自然浸透処理する計画となっております。

続いて3番でございます。

対象となる農地は、上荻野字王子原12筆、地目は全て畑、合計面積は2,771.39平方メートルです。

受人は綾瀬市大上1丁目の株式会社g、代表取締役hさん、渡人は上荻野にお住まいのiさん外4人です。

本申請は、所有権移転による資材置場設置のための転用許可申請です。

農地区分は、周辺農地の広がり10ヘクタール未満かつ500メートル以内に市街化区域が存する第2種農地です。

受人は製造業を営む法人で、貯蔵用の金属タンクを主に製造しており、申請地の南側に完成品を置いていますが、タンクを数段重ねた際に倒れてしまう事故が起こってしまったため、安全面を考慮し、平積みにするため、必要な面積が確保できる申請地を選定し、今回申請されました。

申請地の東側及び西側は道路、南側は資材置場、北側は畑に接しております。

土地利用計画図によりますと、西側市道の中心から2.5メートルセットバックし、出入口を西側に設け、敷地内を切土盛土、砂利敷し、製品の置場として利用する計画となっております。

隣接地等への被害防除措置として、西側の道路境界に地先境界ブロックを新設、北側農地との境界は地先境界ブロック及びネットフェンスを新設、東側は既存間地ブロックを利用、南側は既存コンクリートブロックを利用するほか東側、南側の一部及び北側の一部に緑地帯を設ける計画となっております。

敷地内の雨水処理につきましては、雨水浸透柵及び浸透トレンチ管にて敷地内処理する計画となっております。

なお、本申請は開発面積が500平方メートル以上のため、市の住みよいまちづくり条例の対象となっており、手続中となっております。

また、本案件につきましては、2,000平方メートルを超える農地転用許可申請でございますので、厚木市農業委員会事務処理申合せ事項により、令和4年12月12日に、役員及び地元農業委員と事務局職員で現地確認を行っており、事業者から計画の説明を受けております。

最後に4番でございます。

対象となる農地は、七沢字金井1筆、地目は田、面積は2,021平方メートルです。

受人は七沢の株式会社j、代表取締役kさん、渡人は七沢にお住まいのlさんです。

本申請は、賃借権設定による資材置場設置のための転用許可申請です。

農地区分は、300メートル以内に玉川地区市民センターが存する第3種農地です。

借人は木材の生産、加工及び販売業を営む法人で、令和3年に、それまで借りていた資材置場を所有者からの要望により返却したため、事業所に近く、管理がしやすい申請地を選定し、今回申請されました。

申請地の東側は玉川地区市民センター、西側は資材置場、南側は道路、北側は畑に接しておりま

す。

土地利用計画図によりますと、出入口を南側に設け、東側を一部盛土し、転圧・整地の上、砕石敷し、木材の置場として利用する計画となっております。

隣接地等への被害防除措置として、出入口以外に止水用の木板を新設、東側に緑地帯を設ける計画となっております。

敷地内の雨水処理につきましては、雨水浸透柵及び浸透トレンチ管にて敷地内処理する計画となっております。

なお、本申請は開発面積が500平方メートル以上のため、市の住みよいまちづくり条例の対象となっており、手続中となっております。

また、本案件につきましては、2,000平方メートルを超える農地転用許可申請でございますので、厚木市農業委員会事務処理申合せ事項により、1月16日に役員及び地元農業委員と事務局職員で現地確認を行っており、事業者から計画の説明を受けております。

現地説明資料の中で隣接地への被害防除措置が予定されていなかったことから、農業委員からの指導として、隣接地への被害防除措置を行うよう指導があり、木板を設置する計画に変更されております。

なお、農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番から4番の全てについて、農地法第5条第2項第4号に規定する周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれにつきましては、現地を確認したところ、日照や通風については特に支障を生ずるおそれはないものと判断されます。

農地法第5条の規定による許可申請についての説明は、以上でございます。

よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程9、議案第8号「農地法第5条の規定による許可申請」について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 挙手多数]

<議長>

挙手多数。

よって、日程9、議案第8号「農地法第5条の規定による許可申請」については、許可相当として県に進達することに決しました。

続きまして、日程10、議案第9号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請」についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

<農地管理係主事>

ただいま議題となりました、議案第9号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請」について、御説明申し上げます。

お諮りする案件は1件でございます。

対象となる農地は、上依知字根田3筆、地目は全て田、合計面積は978平方メートルです。

申請人は、下川入にお住まいのmさんです。

農地区分は、水道管及び下水道管が埋設されている幅員4メートル以上の道路に接しており、500メートル以内に小学校及び街区公園が存する第3種農地です。

本案件は、令和3年11月19日神奈川県指令央セ第840号-406で、農家住宅を目的に農地転用許可を受けた申請地につきまして、施工内容の一部及び転用時期の変更を目的に事業計画変更申請されたものです。

申請理由としては、木材価格の高騰等により、市場への木材流通が不安定になったため、市場が落ち着くまで待っていましたが、安定が見込めなかったため、総合的に判断し、鉄骨造に計画を変更するものです。

被害防除措置につきましては、西側がパーティション施工から既存コンクリートブロック積を利用に変更、東側出入口以外がコンクリートブロック1段積からコンクリートブロック2段積に変更、南側がコンクリートブロック1段積既存鉄筋コンクリート基礎を利用に変更、北側がコンクリートブロック1段積から既存鉄筋コンクリートを利用に変更されております。

なお、当初の工事完了予定が令和4年5月20日までとなっており、完了予定から8箇月経過してからの変更申請であることから、県からの指導により顛末書を提出させております。

事業計画変更承認の基準に照らし合わせて、許可取消後、農地として効率的に利用されると認められないこと、許可目的達成が困難になったことが転用事業者の故意又は重大な過失でないこと、転用事業の必要性が変更前と比べて同程度であること等、事業計画変更に関し問題はないものと判断されます。

なお、事業計画及び被害防除措置等につきましては、許可を受けたものと変更ありませんので、説明を省略させていただきます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程10、議案第9号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請」について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 挙手多数]

<議長>

挙手多数。

よって、日程10、議案第9号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請」については、許可相当として県に進達することに決しました。

最後に、日程11、議案第10号「農用地利用集積計画の決定」についてを議題といたします。

なお、本議案は56番までございますが、1番については、早川委員が関係する事案です。

農業委員会等に関する法律第31条の規定により、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができませんので、早川委員の退出を求めます。

[早川委員退室]

<議長>

それでは、日程11、議案第10号「農用地利用集積計画の決定」の1番について、事務局の説明を求めます。

<都市農業支援担当主幹>

ただいま議題となりました、議案第10号「農用地利用集積計画の決定」の1番について、御説明申し上げます。

借人は、愛甲東3丁目にお住まいのnさんでございます。

対象となる農地は愛甲東3丁目3筆、地目は畑及び田、合計面積は1,982平方メートルです。

利用目的は水稲、3年間の使用貸借権で、更新設定でございます。

なお、農用地の全てについて耕作を行うことが認められ、また、耕作に必要な農作業に常時従事することが認められるものであり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する要件を満たしているものです。

説明は以上でございます。

よろしく御審議賜りますよう、お願い申し上げます。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程11、議案第10号「農用地利用集積計画の決定」の1番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 挙手全員]

<議長>

挙手全員。

よって、日程11、議案第10号「農用地利用集積計画の決定」の1番については、原案のとおり決定されました。

ここで、早川委員を入室させてください。

[早川委員入室]

<議長>

それでは、日程11、議案第10号「農用地利用集積計画の決定」の2番から56番について、事務局の説明を求めます。

<都市農業支援担当主幹>

ただいま議題となりました、議案第10号「農用地利用集積計画の決定」の2番から56番について、御説明申し上げます。

2番から56番までの合計集積面積は、74,373.53平方メートルでございます。

権利の種類別では、使用貸借権が50件、91筆、68,942.53平方メートル、賃借権が4件、6筆、5,431平方メートルです。

地目別では、田が33件、61筆、47,616平方メートル、畑が22件、36筆、26,757.53平方メートルです。

利用目的別では、水稻が29件、普通畑が23件、果樹が2件、苗木が1件です。

契約期間別では、3年間で48件、6年間で5件、9年間で2件、新規設定は23件、更新設定は32件でございます。

なお、農用地の全てについて耕作を行うことが認められ、また、耕作に必要な農作業に常時することが認められるものであり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する要件を満たしているものです。

説明は以上でございます。

よろしく御審議賜りますよう、お願い申し上げます。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程11、議案第10号「農用地利用集積計画の決定」の2番から56番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 挙手全員]

〈議長〉

挙手全員。

よって、日程11、議案第10号「農用地利用集積計画の決定」の2番から56番について、原案のとおり決定されました。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和5年厚木市農業委員会2月定例総会を閉会いたします。

令和5年2月27日

議 長

議事録署名人

議事録署名人
